

児童自立支援施設入所児童の被虐待経験および情緒・行動上の問題の状況

—全国調査データを用いた児童養護施設入所児童との比較—

○上智大学大学院 大原 天青 (7674)

大冢賀 政昭 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所・6668)

筒井 孝子 (国立保健医療科学院・1486)、東野 定律 (静岡県立大学・4467)、山縣 文治 (関西大学・1204)

キーワード3つ：児童自立支援施設、被虐待経験、情緒・行動上の問題

1. 研究目的

児童の行動上の問題、特に非行問題への対応をしてきた教護院は、平成9年の児童福祉法改正により児童自立支援施設に名称を変更した。対応する児童としては、非行行為に加え、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する」ことも加えられた。他施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たすこととなった。

この結果、この施設の入所者は、被虐待経験をもつ児童が66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ児童も35% (厚生労働省 2009) と示され、特別なケアが必要なケースの増加が深刻な課題とされ、これに対するケアの方法論を再構築する必要に迫られている。

しかし、このケアの再構築は困難であり、最近の国立の児童自立支援施設内での職員による児童への虐待事件の際の検討委員会において、「子どもの質が変わったのに、旧来のやり方しかできなかつたため、様々な問題が生じている」という主旨の意見 (厚生労働省 2010) が出されている。また、児童自立支援施設の課題と将来像として、専門的機能の充実等が挙げられ、児童の抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化のための手厚い人員配置が行われ、今後も、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要と指摘されている (厚生労働省 2011)。

そこで本研究では、2009年に構築された全国の社会的養護に関する入所者データベースを用いて、児童自立支援施設入所児童の被虐待経験や情緒・行動上の問題の種類を明らかにし、今後の支援のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とした。

2. 研究の視点及び方法

研究の視点としては、児童自立支援施設入所児童の基本属性や被虐待経験および情緒・行動上の問題等のデータを児童養護施設入所児童と比較し、児童自立支援施設においては、多様なケアが必要な児童が多いことを示すこととした。

平成20年に全国の社会的養護関連施設を対象とした調査で収集されたデータは、児童自立支援45施設 (回収率77.6%) の入所児童1,501名と児童養護施設490施設 (回収率87.7%) の入所児童25,047名のデータより欠損値がないデータを分析に用いた。これら2施設の比較に際しては、 χ^2 検定及びt検定を実施し、統計解析にはSPSS18.0Jを用いた。

3. 倫理的配慮

本研究は、国立保健医療科学院に設置される倫理審査委員会の承認を得た（NIPH-TRN #08003）。なお、データの使用にあたっては、特定の施設・個人が特定されないよう、これらの情報が削除されたデータを使用した。

4. 研究結果

1) 児童自立支援施設入所児童の基本属性

入所児童の性別は、男子 68.7%、女子 31.3%と男子の方が多く、児童養護施設の男子 53.8%、女子 46.2%と比較しても、男子の多さは、顕著であった。平均年齢は 15.5 歳であり、児童養護施設の 12.0 歳より有意に高かった。入所期間は、平均 2.0 年であり、児童養護施設の 6.7 年と比較すると有意に入所期間が短かった。

入所理由は、父母の離婚や不和、放任・怠だ、養育拒否、父の虐待・酷使児童、児童の問題による監護困難といった項目が、児童養護施設より有意に高かった。

2) 被虐待経験、情緒・行動上の問題

被虐待経験は 66.5%で、児童養護施設の 59.5%より、有意に高かった。被虐待の種類としては、身体的虐待が 34.6%と最も多く、また、その割合は児童養護施設の 23.1%より有意に高かった。この他の性的虐待も 4.6%で児童養護施設では 2.6%、同じく、心理的虐待も 21.7%で児童養護施設 13.1%と有意に高かったが、ネグレクトだけは、有意差がなかった。情緒・行動上の問題については、児童自立支援施設は、児童養護施設より「排泄問題」を除き、その他の 16 項目において、すべてに問題がある割合が有意に高かった。

3) 精神障害の有無

精神障害があるとされた児童は 43.9%と児童養護施設の 20.4%より、顕著に高かった。また疾患別にみても、発達障害系も 28.5%、行動障害系 28.0%、不安障害系 10.2%、気分障害系 6.5%と示され、児童養護施設の 14.5%、8.3%、6.9%、3.2%よりも有意に高かった。

5. 考察

平成 9 年の児童福祉法改正を受けて、児童自立支援施設には、非行ケースへの対応が必要な児童だけでなく、精神障害や情緒・行動上の問題を多く抱える児童が多く入所している実態が明らかになった。とりわけ、児童自身の問題による監護困難だけでなく、父母の養育放棄や父の虐待という理由で入所している児童が児童養護施設より多く、身体的虐待、心理的虐待に加え、性的虐待といった深刻な被虐待経験がある児童が入所していた。

すでに平成 24 年 3 月 29 日に児童自立支援施設運営指針が示され、平成 24 年度より、心理士の複数配置など手厚い人員配置によって、児童自立支援施設の支援の充実が目指されているが、被虐待経験や発達障害等といった児童の個別の状態をアセスメントし、これに対応する治療教育的なケアを提供する手厚い体制の必要性が改めて示唆された。